

※申出書一式の提出がない場合、市単独土地改良補助事業の受付ができません。

加古川市土地改良事業補助金の流れ

(1) 申出書の提出

工事着手前に、市単独土地改良補助事業施行申出書一式の書類を加古川市農林水産課に提出してください。ただし、事業費が40万円以下のものは受け付けられません。(パイプライン修繕は除く)また、申出は農業用排水施設、農道、ため池などの整備は1年度中1回の申請とします。令和8年度については、パイプライン修繕・災害・ナガエツルノゲイトウ対策に関しては別申請とし、申請回数に制限はありません。

※本事業は、対象施設が個人所有ではなく、公の農業用施設である必要があります。

※災害復旧事業に限り農地も対象となります。

【申出時の提出資料】

- ①市単独土地改良補助事業施行申出書（工事の予定期間、受益面積、受益戸数）
- ②位置図
- ③現況平面図、断面図
- ④計画平面図、断面図
- ⑤現況写真
- ⑥見積書（原本）
- ⑦用地の確認ができる書類（字限図、公図、登記簿謄本）

←施工内容、施工数量がわかる図面

※見積書の内容が確認できる図面

（施工延長、工種、掘削断面、復旧断面・平面）

(2) 現地立会

申出書の内容確認後、担当職員と申出者、施工業者で現地立会（立会日は市から連絡）します。施工内容等確認をして事業の適否を判断します。

※現地立会前に着手した場合は、事業採択を不可とします。災害時でも同様です。

(3) 交付決定

事業内容が適正であれば農林水産課から交付決定書・交付申請書の写しを郵送しますのでご保管ください。

※交付決定後、事業に着手してください。

(4) 工事完了後

工事が完了しましたら、その旨を農林水産課までご連絡ください。

施工業者に施工状況写真台帳（着手前・施工中・完了）と竣工図面の提出を依頼し、農林水産課までご提出ください。

※申出時の見積書と工事の内容、施工延長、数量等の増減があり工事費が変更になった場合は、出来高見積書が必要となります。

(5) 竣工検査

上記の竣工図書が確認できましたら日程調整を行い、竣工検査を行います。

竣工検査は、市担当者と申出者、施工業者で現地立会を行います。

手直しや指摘事項等ある場合、指摘箇所を修繕し、修繕箇所の写真を農林水産課まで提出してください。

手直しや指摘事項が無ければ、施工業者に工事費をお支払いいただき、領収書の写しを農林水産課までご提出ください。実績報告決裁完了後、実績報告書一式の写しを郵送しま

すのでご保管ください。

(6) 補助金のお支払い

振込口座の通帳の写しを農林水産課までご提出ください。

※口座名義人が申出者と異なる場合、**別途委任状の提出が必要となります。**

上記資料提出後振込の手続きを行います。振込が完了したら担当者よりお知らせいたしますので、振込口座に補助金が入金されているか、ご確認ください。

また、補助金請求書兼口座振替依頼書一式の写しを郵送しますのでご保管ください。

【補助金の対象内容】

- ① 農業用排水施設の新設又は改修
- ② 農業用道路の新設及び改修
- ③ 農業用ため池の整備
- ④ 農地及び農業用施設の災害復旧又は干害対策の事業
- ⑤ 上記事業に付随する事業
- ⑥ パイプラインの管路部に係る修繕
- ⑦ **ナガエツルノゲイトウ対策に係る事業**

【補助金の額】（補助金額は千円未満切り捨て）

①②③該当

事業費	補助金
40万円以下	対象外
40万円超 540万円 未満	(事業費－40万円) × 0.4
540万円 以上	上限額 200万円

④該当

事業費	補助金
40万円未満	対象外
40万円以上：農地	事業費 × 0.5
40万円以上：農業用施設	事業費 × 0.65

※補助上限額なし

⑥該当

事業費	補助金
—	事業費 × 0.7 (市道) 事業費 × 0.5 (市道以外)

※補助額は1箇所当たり **200万円**まで

⑦該当

事業費	補助金
—	事業費 × 1.0

※補助額は1箇所当たり **20万円**まで